

## 意見書案第4号

### 安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を 求める意見書

医療や介護現場での人手不足は深刻な状態にある。人手不足により一人一人の過重労働が進み、過酷な夜勤や長時間労働などが解消されずに、医師や看護師の過労死を引き起こす事態が続いている。厚生労働省も医療職場や介護職場の勤務環境改善の必要性を明らかにし、手だてを講じてはいるが、具体的な労働環境の改善には至っていない。

看護師の夜勤実態調査では、2交替勤務のうち16時間以上の長時間夜勤の割合は4割を超え、勤務と勤務の間隔が極端に短い8時間未満の割合が約5割であった。

このような過酷な夜勤実態も背景に、慢性疲労を抱えている看護師は7割を超え、健康不安の訴えも約7割、4人に3人の看護師が仕事を辞めたいと思いつつ働いている状態であり、問題の根底には慢性的な人手不足がある。

また、介護現場では長時間夜勤の割合は9割に及び、小規模施設では1人体制の夜勤が恒常的に行われている。

労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題である。2007年に国会で採択された請願内容の早期実施を行い、そのために必要な人員の確保を国の責任で実行されることを強く求める。

そして、国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減が必要である。

安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医師・看護師、介護職員の夜勤改善と大幅増員を図る対策を講じられるよう、下記の事項を国に要望する。

#### 記

1. 医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。
  - ①1日かつ1勤務の労働時間8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。
  - ②夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
  - ③介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。
2. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。
3. 患者・利用者の負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月17日

内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	高市早苗殿
文部科学大臣	萩生田光一殿
厚生労働大臣	加藤勝信殿

神奈川県中郡大磯町議会議長 高橋英俊